

平成 28 年 6 月 20 日
原子力安全対策課
(2 8 - 0 4)
<16 時 30 分資料配付>

高浜発電所 1、2 号機の運転期間延長認可について

このことについて、関西電力株式会社から下記のとおり連絡を受けた。

記

関西電力株式会社は、平成 27 年 4 月 30 日、原子力規制委員会に対して、高浜発電所 1、2 号機の運転期間を 60 年とする運転期間延長認可申請*を行うとともに、40 年目の高経年化技術評価に基づき策定した長期保守管理方針を原子炉施設保安規定に反映するため、原子炉施設保安規定の変更認可申請を行った。

この申請に対し、本日、原子力規制委員会から高浜発電所 1、2 号機の運転期間延長の認可を受けた。

また、運転期間延長認可申請にあわせて申請した高経年化に係る原子炉施設保安規定の変更の認可を受けた。

* 原子力発電所の運転期間は、原子炉等規制法において、運転を開始した日から起算して 40 年とされているが、その満了に際し、原子力規制委員会の認可を受けることで、1 回に限り 20 年を上限として延長が可能とされている。

法律施行時点（平成 25 年 7 月 8 日）において運転期間が 37 年を超えているプラントについては、一律 3 年間の猶予期間が設けられた。

高浜発電所 1、2 号機（1 号機：昭和 49 年 11 月 14 日運転開始、2 号機：昭和 50 年 11 月 14 日運転開始）は、法律施行時点で運転期間がそれぞれ 38 年、37 年を経過していた。このため、運転期間満了日は平成 28 年 7 月 7 日、延長認可の申請期間は平成 27 年 4 月 8 日から 7 月 8 日となっていた。

問い合わせ先（担当：山本） 内線 2352・直通 0776(20)0314
--

(参考)

高浜発電所 1、2号機の許認可申請等に係る経緯

○原子炉設置変更許可申請関係

平成 27 年 3 月 17 日	関西電力は、原子炉設置変更許可申請書を原子力規制委員会に提出
平成 28 年 1 月 22 日	関西電力は、原子炉設置変更許可申請書の補正書を原子力規制委員会に提出（1 回目）
平成 28 年 2 月 10 日	関西電力は、原子炉設置変更許可申請書の補正書を原子力規制委員会に提出（2 回目）
平成 28 年 2 月 24 日	原子力規制委員会は、当該設置変更許可申請に対する審査の結果を審査書(案)として取りまとめ、審査書(案)に対する意見募集の実施を了承するとともに、原子力委員会、経済産業大臣への意見聴取の実施を決定
平成 28 年 2 月 25 日～ 平成 28 年 3 月 25 日	審査書（案）に関する意見募集
平成 28 年 4 月 12 日	関西電力は、原子炉設置変更許可申請書の補正書を原子力規制委員会に提出（3 回目）
平成 28 年 4 月 20 日	原子力規制委員会は、審査書（案）に対する意見募集、原子力委員会および経済産業大臣への意見聴取の結果を踏まえ、関西電力に対し、原子炉設置変更を許可

○工事計画認可申請関係

平成 27 年 7 月 3 日	関西電力は、工事計画認可申請書を原子力規制委員会に提出
平成 27 年 11 月 16 日 平成 28 年 1 月 22 日 平成 28 年 2 月 29 日 平成 28 年 4 月 27 日 平成 28 年 5 月 27 日	関西電力は、工事計画認可申請書の補正書を原子力規制委員会に提出
平成 28 年 6 月 10 日	原子力規制委員会は、関西電力に対し、工事計画を認可

○運転期間延長認可申請関係

平成 27 年 4 月 30 日	関西電力は、運転期間延長認可申請書を原子力規制委員会に提出
平成 27 年 7 月 3 日 平成 27 年 11 月 16 日 平成 28 年 2 月 29 日 平成 28 年 4 月 27 日 平成 28 年 6 月 13 日	関西電力は、運転期間延長認可申請書の補正書を原子力規制委員会に提出
平成 28 年 6 月 20 日	原子力規制委員会は、 <u>関西電力に対し、運転期間の延長を認可</u>